令和８年（フ）第２７１号
熊本県菊池郡大津町大字室364番地４　エミグランドＣ　101号
破産者　吉武　さち
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５３号
熊本市南区島町１丁目６番48号
破産者　福田　広明
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９号
大分県日田市大字日高2454番地６、前住所大分県日田市大字友田1055番地10　サンウェーブ205号
破産者　中島　烈也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第９９号
沖縄県那覇市樋川１丁目13―39、住民票上の住所沖縄県国頭郡恩納村字仲泊120番地
破産者　山内　秀人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第９５４号
札幌市白石区北郷４条４丁目14番34号
破産者　垣原　順一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０９０号
札幌市西区発寒４条５丁目１番５号
破産者　山内　武暢
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４号
仙台市青葉区台原４丁目８番26号
破産者　芦原　永明
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８０号
宮城県大崎市古川駅前大通六丁目３番56号　白梅荘３
破産者　鈴木星太郎
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
秋田市土崎港南一丁目４番10号
破産者　畠山　将也
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２９号
秋田市飯島長野中町７番11号
破産者　鎌田　雅史
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２９１号
茨城県小美玉市川中子276番地２
破産者　小松　辰雄
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第９０号
茨城県つくば市みどりの２丁目15番地６　ドルチェ・ヴィータ102号
破産者　四十竹弘志
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１３６号
茨城県土浦市右籾1490番地１　シティパルみぎもみ406号室
破産者　武田　雅浩
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１９４号
茨城県つくば市栗原771番地２
破産者　中泉　将太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第２８０７号
横浜市緑区竹山４丁目２番地　竹山団地4201棟142号
破産者　齋藤　浩之
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３７号
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎１丁目15番21―105号
破産者　對馬　　毅
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２９号
横浜市港南区上大岡東３丁目５番24号　パークサイドテラス上大岡102号室
破産者　土屋　雅俊
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８７号
神奈川県横須賀市鴨居３―73―11　高橋勇大方、住民票上の住所神奈川県横須賀市馬堀町２丁目27番２号
破産者　高橋　汰地
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部